

答申第 95 号

平成14年8月13日

千葉県教育委員会

委員長 篠崎 輝夫 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成12年10月3日付け教高第175号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成12年5月9日付けで提起された、平成12年3月21日付け教高第27号の397
で行った公文書非公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県教育委員会（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書のうち、別表に掲げる部分を除き公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成12年3月21日付け教高第27号の397で行った「平成11年10月8日付け事故報告書」（以下「本件文書」という。）の公文書非公開決定の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

ア 本公開請求は、教師による「体罰・わいせつ行為」等のこどもへの人権侵害の実態を調査し、当該教師の事件への認識・対応、校長及び県教育委員会の認識・対応等を確認、検証するものであり、学校におけるこどもの人権擁護の立場から、再発防止のための取組みを提案するための基礎資料として公開請求を行ったものであり、同一請求に対する他の部分公開決定と同様に個人名等を伏せて部分公開すべきである。

イ 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。）第11条第2号本文該当性について

本件文書の作成目的は、事件の顛末を、その監督者たる学校長の職務上の報告義務により、教職員の任命権者たる実施機関に報告した公文書であり、単なる「公務員個人に関する私的な情報」とは異質な「教職員・個人に関する公的情報」をまとめたものであり、本件文書の性質は、当該教職員の行為は信用失墜に当たり、服務違反であると学校長が判断したために報告した「公文書」であると考えられる。

以上のことから、本件文書の記載内容が、教職員個人の情報であるから非公開にしたとする見解は、実施機関の恣意的な見解に過ぎず、本件文書の記載内容が2号本文

前段に該当しないので公開すべきである。

また、「他の情報」とは、当該公文書における「個人の住所、氏名」等以外の特定個人を識別できる情報を指すもので、学校要覧、新聞記事は「他の情報」には当たらない。

ウ 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書は、同教職員が勤務する学校長が、県立高等学校管理規則等の法令に基づき報告した公文書であり、報告される行為は単なる教職員個人の私的なものとは言えず、職務上の公的性質を具備するものである。したがって、個人に関する情報があったとしても、本号ただし書ハの規定に基づき公開すべきである。

エ 部分公開について

本件文書に記載された情報は、「当該教職員個人に関する私的な情報」でない以上、住所・氏名を削除したとしても、公開を受けようとする趣旨に反するものではないので、氏名等を削除して部分公開すべきである。

実施機関は、部分公開したとしても、それは当該公文書の公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できたとは解されないという。しかし、これは本件文書に記載の情報の大部分が当該教職員の私的情報であるとの解釈を前提にするものに過ぎず、本件文書の内容は、氏名等の個人を特定する情報と、それ以外の情報と容易に、かつ、公開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できるものである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は概ね次のとおりである。

(1) 対象公文書及び非公開決定の理由について

ア 本件異議申立の対象となっている公文書は、平成12年1月28日付けの「学校事故報告書 1998年1月1日から現在まで 県内小・中・高等学校の教職員の体罰・わいせつ行為に係るもの」という公文書公開請求に対して特定したものの一つであり、県立高等学校から千葉県教育委員会に提出された平成11年10月8日付け事故報告書である。

イ 本件文書は旧条例第11条第2号に該当し、全部非公開と判断した。

(2) 旧条例第11条第2号本文該当性について

ア 本件文書に記録された情報のうち、氏名及び住所は特定個人であることが明らかに

識別されるものであり、非公開となるものである。

イ 本件文書に記録された氏名及び住所以外の情報の大部分についても、「他の情報」として一般に入手し得る、事故の報道がされた「新聞記事」及び学校で毎年度の運営状況等をまとめて発行している「学校要覧」とを組み合わせることにより、事故教職員の特定が可能となる。よって、特定個人を識別し得ると認められるため、非公開となるものである。

なお、本件請求が「体罰とわいせつに関するもの」に限定されたことから、事故の内容を限定せずに公開請求した場合よりも、特定個人が識別され得る情報が多くなると考えられる。

(3) 旧条例第11条第2号ただし書該当性について

本件文書は、何人でも閲覧することができる情報や実施機関が公表を目的として作成した情報ではなく、また、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し又は收受した情報で、県民の生命、身体、健康、生活等を保護し、公共の安全を確保するために公開することが公益上必要であると認められるものに該当するとも認められない。したがって、本件文書は、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないと判断する。

(4) 部分公開について

仮に部分的に公開したとしても、事故の概要の大部分を削除した文書では異議申立人のいう「再発防止のための取組みを提案するための基礎資料」とはならないし、公文書としての体をなしていない。請求の趣旨を損なった公開は非公開と同じであると考えられるため非公開としたものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書は、県立高等学校教職員の事故に関して、県立高等学校長から県教育委員会に報告された平成11年10月8日付け事故報告書であり、その構成は次のとおりである。実施機関は、本件文書すべてが旧条例第11条第2号に該当するとして全部非公開とした。

ア 事故の概要

- (ア) 事故の種別
- (イ) 発生日時
- (ウ) 発生場所
- (エ) 事故職員

イ 事故の状況

- (ア) 事故の状況
- (イ) 現場見取図

ウ 事故の処置など

- (ア) 事故発生時の対応
- (イ) 当日の事故職員の行動
- (ウ) 警察等関係機関の見解
- (エ) 校長の意見
- (オ) 今後の対策など
- (カ) その他参考事項

(2) 旧条例第11条第2号本文該当性について

ア 本号本文で規定する「個人に関する情報であつて特定個人が識別され、又は識別され得るもの」は、住所、氏名等の当該情報のみによって特定個人を識別できる場合のみならず、他の情報と結びつけることにより特定個人を識別し得る場合も該当するものである。

イ 異議申立人は、本件文書に記載された内容が、教職員に係る私的な情報か、公的な情報かを判断する必要がある旨主張するが、本号でいう「個人に関する情報」とは、公的な情報であるか、私的な情報であるかなどの区別はしていないものである。

ウ 次に、異議申立人は「他の情報」とは、本件文書における「個人の住所、氏名」等以外の特定個人を識別できる情報を指すもので、学校要覧、新聞記事は「他の情報」に当たらない旨主張するが、「他の情報」とは、一般人が知っている情報又は既に公にされた情報で図書館や書店等において一般人が通常の方法で入手しうるものであることを要すると解する。したがって、各学校等で誰でも閲覧可能な学校要覧や、掲載記事を特定することが困難なほど期間が経過したわけでもない新聞記事は、「他の情報」に含まれると解するのが相当である。

エ また、実施機関は、本件文書に記録された情報の大部分が、本号本文に該当すると
して非公開とした旨主張するが、別表記載の事故職員の住所、氏名等当該情報のみに
よって特定個人を識別できる情報及び学校要覧や新聞記事等の「他の情報」と結びつ
けることにより特定個人を識別し得る情報は、本号本文に該当するものであるが、そ
の余の部分は該当しないものと判断する。

(3) 本号ただし書該当性について

(2)で本号本文に該当するとした情報は、何人でも閲覧することができるとする法令等
の規定はないことから、ただし書イには該当しない。

また、公表を目的としているものでもないことから、ただし書ロにも該当しない。

さらに、法令等に基づく許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し又は收受した情
報でもなく、公共の安全を確保するために公開することが必要であるとも認められない
ので、ただし書ハにも該当しない。

(4) 部分公開について

実施機関、異議申立人とも部分公開の可否について主張しているので検討する。

旧条例第12条は、公開しようとする公文書に、旧条例第11条各号の一に該当する
情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、同条の規定により公開
しないことができる情報に係る部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ当該公文書の公
開を受けようとする趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該公開しないことが
できる情報に係る部分を除いて当該公文書を公開しなければならない旨規定している。

実施機関は、部分的に公開したとしても事故の概要の大部分を削除した文書では、請
求の趣旨を損なうため全部非公開と主張するが、本件文書の構成及び内容からして、事
故の状況や事故の処置などの部分について、旧条例第11条第2号に該当する部分を除
いて公開したとしても、公開を受けようとする趣旨を損なうものとは認められない。

(5) 結論

以上のとおり、本件文書に記録されている情報のうち、別表に掲げるものは、旧条例
第11条第2号に該当し公開しないことができるものであるが、その余の部分について
は公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（事故報告書）

項 目	非公開とすべき部分	
記以外の部分	文書記号、高校の名称、学校長氏名、印影	
Ⅰ 事故の概要	1 事故の種別	4文字目から8文字目まで
	2 発生日時	記載されている情報すべて
	3 発生場所	記載されている情報すべて
	4 事故職員	氏名・年齢・教科・分掌・部活動・現住所
Ⅱ 事故の状況	5 事故の状況	1行目1文字目、同3・4文字目、同7文字目、同11文字目、同16文字目から21文字目まで、同25文字目から2行目の12文字目まで、同15文字目から17文字目まで、3行目の2文字目から4文字目まで、同29文字目から31文字目まで、4行目の6・7文字目、同11文字目から13文字目まで、5行目の2・3文字目、同14文字目から16文字目まで、同30文字目から32文字目まで、7行目の24文字目から26文字目まで、9行目の12文字目から16文字目まで、同36文字目から40文字目まで、10行目の5・6文字目
	6 現場見取図	記載されている情報すべて
Ⅲ 事故の処置など	7 事故発生時の対応	1行目の15・16文字目、5行目の2・3文字目、同6文字目、8行目の35文字目から9行目の4文字目まで、同9文字目から12文字目まで、14行目の1・2文字目、同4文字目、同7文字目
	9 警察等関係機関の見解	1行目の1・2文字目、2行目の4文字目から8文字目まで、同13・14文字目

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
12. 10. 6	諮問書の受理
12. 12. 6	実施機関の理由説明書の受理
13. 1. 31	異議申立人の意見書の受理
14. 5. 30	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 7. 17	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年7月17日現在)